

閱覽用

令和4年5月20日

第5回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第5回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月20日(金) 午後1時58分から午後2時58分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(18名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(17名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

5番 川口美奈子委員

農地利用最適化推進委員

33番 伊藤金志委員、 35番 遠藤康子委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第25号 現況確認証明申請について

第4 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第7 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 宮崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長　これより、令和4年第5回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告　午後1時58分）

議長（奥平貢市）会長　委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員19名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、5番川口美奈子委員、33番伊藤金志委員、35番遠藤康子委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　それでは、6番武藤一夫委員、7番安齋栄委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、議案第25号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第25号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積計796平方メートル、非農地の事由・30年前から耕作をせず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積計23平方メートル、非農地の事由・周囲を宅地に囲まれた極小農地であり、また、荒廃化もしており農地としての利用が難しいため、非農地化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

1 番（野地太郎）委員 議案第 2 5 号現況確認証明申請について、1 番の説明をいたします。

4 月 2 7 日朝 9 時 3 0 分に、事務局の局長さん、宮崎さんと推進委員の安齋秀明さん、佐藤孝さんと自分で確認いたしました。現地の再生は見込めないということで、原野と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

6 番（武藤一夫）委員 6 番武藤一夫です。現況確認証明申請について、2 番をご説明申し上げます。

去る 4 月 2 7 日午前 9 時より事務局 2 名、事務局長と係長、あと農業委員の佐藤美由紀さん、推進委員の菅野正寿さん、あと農業委員の私と 5 名で、現地を確認してまいりました。内容については、先ほど事務局の説明のとおりであります。そもそも県道整備事業で畑が分断化されて、残地として残った部分ということでもあります。宅地についても現在使われていない宅地であります。そういうことから、非農地やむを得ずということで確認してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第25号、番号1、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第25号、番号1、番号2については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第4、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、番号6については、 番 委員が議案に関係しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第26号、番号6を審議することとしますので、 番 委員の退席を求めます。

(番 委員　退席)

議長（奥平貢市）会長　議案第26号、番号6について、事務局の説明を求めます。

事務局　議案書7ページをご覧ください。

議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号6につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、議案第26号、番号6について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

24番（佐藤一男）委員 24番の佐藤です。議案26号の6番について、現地調査の報告をさせていただきます。

5月15日1時より現地にて、確認させていただきました。私と農業委員の■■■■さん、あと■■■■さんにつきましては、どうしても来られないという事で、電話で確認をさせていただきました。大変高齢で、土地を守っていけないということで、■■■■さんをお願いしたいと、そういうわけありますので、皆様の審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、議案第26号、番号6についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第26号、番号6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第26号、番号6について
は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

■ 番 ■ 委員の除斥を解きます。

(■ 番 ■ 委員 復席)

議長（奥平貢市）会長　次に、議案第26号、番号1から番号7のうち、番
号6を除く6件について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書4ページをご覧ください。

番号1につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要
望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号2につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要
望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号3につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手方の要望を
受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書6ページをご覧ください。

番号4から5につきましては、貸付人の経営移譲年金受給のため、借受人に使用貸借権を設定し、農業経営の継承を行うものであります。

番号7につきましては、借受人の経営規模拡大のため、貸付人は相手側の要望を受けて、申請地に貸借権を設定するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

12番（根本信康）委員 12番根本です。議案第26号の1について、ご説明したいと思います。

5月19日正午より、現地確認ならびに聞き取りを行いました。譲渡人であります■■■■■さんは、高齢のため息子さんの■■■■■さんがお出でになりました。譲受人の■■■■■さんにつきましては、ちょうどお昼過ぎに用事ができまして、奥さんから説明を聞きました。内容につきましては事務局説明のとおりでございます。問題なく許可相当かと思えます。お願いします。

23番（安齋浩一）委員 23番安齋です。議案第26号番号2について、調査内容を報告いたします。

5月13日、譲渡人の■■■■■さんおよび譲受人の■■■■■さん、電話にて申請に間違いがないかどうかの確認を行った上で、5月15日、齋藤弘美委員とともに現地を確認いたしました。調査の結果、事務局説明どおり、特に問題がないた

め許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

36番(大内信一)委員 36番大内信一です。議案第26号3番について、調査内容を報告します。

5月14日午後7時に、譲渡人の■■■■さんに電話したところ、遠方で出席できないという事で、電話にて確認しました。同じく■■■■さんに電話したところ、仕事が休めないということで、電話にて確認しました。現地は佐藤孝志さんと私とで、5月15日午前11時から現地を確認しました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

1番(野地太郎)委員 議案第26号4番、5番について説明いたします。

4番の■■■■さん、■■■■さんの息子さんですが、仕事の都合で、どうしても会うことができませんでしたので、電話で確認いたしました。

続いて5番の件ですが、5月16日夕方、■■■■さんと立ち合ひで現場確認をいたしました。事務局の説明どおりでありまして、東北電力の工事が終了し、経営移譲年金受給のために、今回申請があったものであります。そういうことで、許可相当と思われまますので、よろしくご審議をお願ひいたします。以上です。

22番(武藤善朗)委員 22番武藤です。議案第26号番号7について、調査内容を報告いたします。

去る5月13日、貸付人の■■■■さんおよび借受人の■■■■さんに調査

の連絡をしたところ、お二人とも申請内容に間違いがないということでした。後日、5月15日に佐藤委員とともに現地を確認いたしました。内容については、事務局説明のとおりであります。調査の結果ですが、特に問題なく許可適当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　それでは、議案第26号、番号1から番号7のうち、番号6を除く6件について採決いたします。

議案第26号、番号1から番号7のうち、番号6を除く6件について原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第26号、番号1から番号7のうち、番号6を除く6件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第5、議案第27号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書8ページをご覧ください。

議案第27号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和4年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第29号6と同一事業となります。現住居の老朽化のため同所に建て替えを検討しましたが、がけ地であるため申請地に住宅建築を計画しません。汚水は合併浄化槽を經由し敷地北側の市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができる判断されるものであります。

番号2、事後申請となります。平成5年に建築した車庫兼住宅の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水は合併浄化槽を設置し排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

7番（安齋 栄）委員 7番安齋です。議案第27号番号1について、調査内容を報告いたします。

去る17日午後6時から、申請人の[]さんの奥さんに、遊佐一夫推進委員とともに、現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。特に問題なく許可適当と判断いたしました。なお、この案件は、2月の農業委員会に農振除外の申請があり、許可された経緯があります。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

27番（菅野正寿）委員 27番菅野です。議案第27号の2について、調査内容を報告します。

去る5月15日、申請人の[]さん宅におきまして、農業委員の武藤一夫さんと現地調査いたしました。今回、息子さん夫婦が同居するために帰ってくるにあたり、住宅新築の測量の結果、車庫の一部が違反転用であったということが判明した件であります。顛末書も提出されております。息子さん夫婦が帰って同居するということも鑑み、やむを得ず許可適当と判断いたしましたので、皆様方のご審議よろしく願います。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第27号、番号1、番号2について、原案のとおり許可することに賛成

の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第27号、番号1、番号2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和4年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第29号2と同一事業となります。譲渡人は当初一般住宅の建築を計画していましたが、両親の死亡等により事業実施が不可能となったため、譲受人が買受け、宅地分譲地として利用します。

番号2および議案書10ページの番号3につきましては、県発注事業である災害復旧工事の工期延長に伴い、一時転用の期間を延長します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番松本です。議案28号番号1について、調査内容を報告いたします。

5月18日午前10時より現地にて、行政書士の■■■■さんから大石忠雄推進委員と私で、聞き取り調査を行いました。譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■には電話で確認し、申請内容に間違いのない事でした。内容は事務局の説明どおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

10番（武藤栄利）委員 議案第28号番号2について、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、調査の結果を報告します。

5月16日、■■■■の営業の■■■■さんにお話を伺いました。本年3月16日発生 of 福島県沖地震により、計画どおり事業が遂行できなくなり、現場が止まってしまい工期延長の状況となりました。それに伴い、残土置場につきましても延長し、事業計画を変更し、今回申請書を提出したという事でございます。ただいま事務局説明どおりであり許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。なお、■■■■より経過書が提出されております。以上です。

6番（武藤一夫）委員 6番武藤です。議案第28号番号3番について、調査の結果を報告いたします。

この件に関しては、事業計画変更で3度ほど出されているものであります。今回、やはり前の報告と同じく、令和4年3月16日の福島沖地震で、計画どおりできなくなってしまったということで、延長にいたったという事でございます。貸付人、借受人それぞれ電話で確認した結果、この状況に間違いはないという事と経過書が合わせて提出してあります。そういった状況から、許可やむを得ないという事で確認してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。同行したのは推進委員の菅野正寿さんです。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第28号、番号1から番号3について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第28号、番号1から番号3については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第7、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 1 1 ページをご覧ください。

議案第 2 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和 4 年 5 月 2 0 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号 1、申請地は利便性が高く、建売住宅の需要が見込まれるため、申請地
に住宅建築を計画します。汚水は市下水道へ排水します。農地区分について、
申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3 種農地と判
断されるものであります。

議案書 1 1 ページから 1 2 ページにかけてご覧ください。

番号 2、議案第 2 8 号 1 と同一事業となります。申請地は風光明媚な土地で
あり、宅地の需要が見込まれるため、申請地に宅地分譲を計画します。汚水は
合併浄化槽を設置し市道側溝に排水します。農地区分について、申請地は都市
計画用途地域内の第一種低層住居専用地域にありますので、第 3 種農地と判断
されるものであります。

議案書 1 2 ページから 1 4 ページにかけてご覧ください。

番号 3、一時転用となります。メガステージ二本松の二期工事で発生した土
を農地改良に利用したいとの申し出があったため、申請地に計画します。汚水
の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその

他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号4、住宅地として最適である申請地に宅地分譲を計画します。汚水は公共下水道に排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号5、資材、従業員の増加により既存の資材置場が飽和状態となったため、申請地に資材置場等の設置を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができる判断されるものであります。

番号6、議案第27号1と同一事業となります。現住居の老朽化のため同所に建替えを検討しましたが、がけ地により建築が不可能であるため申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し市道側溝に排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を建築するものであり、例外的に許可することができる判断されるものであります。

議案書16ページをご覧ください。

番号7、事後申請となります。住宅の売買に際し、昭和初期から利用していた通路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に

該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号8、一時転用となります。県発注の公共工事受注に伴い現場事務所が必要となったため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地であります。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号9、一時転用となります。県発注の砂防工事受注に伴い、残土置場が必要となったため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地であります。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号10、事後申請となります。昭和52年から使用していた通路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号11、子供の成長により現住居が手狭になったため、申請地に住宅建築

を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を建築するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 議案29号番号1について、調査内容を報告いたします。

5月18日午前9時30分より現地にて、譲渡人の[]さんから、大石推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲受人・[]さんからは電話で確認し、申請内容に間違いのないとの事でした。内容は事務局の説明どおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議案29号番号2について、調査内容を報告いたします。5月18日午前10時より現地にて、議案28号番号1と同様、行政書士の[]さんから、大石推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[]さん、[]さん、[]さんには電話で確認し、申請内容に間違いのないとの事でした。内容は事務局の説明とおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当

と考えますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案29号番号3について、調査内容を報告いたします。5月17日午後4時より現地にて、農業委員長はじめ、私を含め8名、事務局長はじめ事務局から2名、[]さんから3名で、[]さんから聞き取り調査を行いました。貸付人の[]さん、[]さん、[]さんからは電話で確認し、申請内容に間違いのない事でした。内容は事務局の説明どおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

続きまして議案29号番号4について、調査内容を報告いたします。5月18日午前10時30分より現地にて、行政書士の[]さんから、菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲受人の[]さん、譲渡人の[]さんからは電話で確認し、申請内容に間違いのない事でした。内容は事務局の説明どおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

18番（齋藤弘美）委員 18番齋藤です。議案第29号番号5について、調査内容を報告いたします。

5月13日に、譲渡人・[]さんと譲受人の[]さんから内容を聞き取り、15日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周りの農地に影響がなく、排水なども特に問題がないため許可相当と考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

7番（安齋 栄）委員 7番安齋です。議案第29号番号6について、調査内容を報告いたします。

去る17日午後6時より、譲受人の■■■■氏の奥さんに、遊佐一夫推進委員とともに現地にて、聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。譲渡人の■■■■さんは、当日都合が悪く電話での確認になり、申請に間違いがないという事でございます。先ほどの議案第27号番号1と同一事業です。この案件も2月に農振除外での申請があり、許可された経緯があります。特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく願います。以上です。

13番（佐藤孝志）委員 13番佐藤です。議案第29号番号7について、調査結果の報告をいたします。

これは、先ほど大内推進委員が報告をいたしましたが、第26号3番と関連でございます。14日夜7時に、譲渡人・■■■■さんに電話をかけて内容を確認、遠方ですので来られないという事で、それから譲受人の■■■■さん、これも同じく7時10分に電話しまして、内容を確認しましたところ間違いがないという事ですが、農機関連の会社に勤めているという事で、どうしても行けないという事なので、15日に私と大内推進委員が現地におきまして、11時から現地確認いたしました。特に問題もありませんでした。あと顛末書も出ております。皆様のご審議をよろしく願いたいと思います。以上でございます。

3番（大内和長）委員 3番大内です。議案第29号番号8について、調査

結果を報告いたします。なお、申請内容については、事務局報告のとおりでございます。

17日午後1時30分より、私と推進委員の武藤健之さん、現地にて、株式会社■■■■の工事課長の■■■■さんの3名で、申請内容に間違いがないか現地で確認をいたしました。なお、貸付人の■■■■さんにつきましては、高齢で一人暮らしという事がありましたので、前日の夜に電話で確認を済ませております。県発注の公共事業の受注に伴う現場事務所の設置という事でございますので、特に問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議をよろしく願いたします。以上です。

9番（佐久間栄吉）委員 9番佐久間です。議案第29号9番について報告いたします。

5月17日朝8時30分より現地にて、私、佐久間と推進委員の渡邊久さんと地権者の■■■■さんと■■■■の工事長の■■■■さんと4名で現地で確認した結果、間違いがないという事でした。今回の工事は3年前の台風で、土砂崩れで犠牲者が出たところで、県発注の砂防壁の工事のため、残土置場はやむを得ないと考えますので、審議よろしく願いたしたいと思います。また、事務局より残土捨て場に石があるという電話がありまして、確認した結果、農地にじゃまにならないよう、深く埋めてもらう約束をしました。以上です。ご審議よろしく願いたします。

14番（佐藤美由紀）委員 議案第29号番号10および11について、調

査内容を報告します。

まずは番号10について報告します。5月15日、推進委員・武藤善朗さんとともに、譲渡人・[REDACTED]さんおよび譲受人・[REDACTED]さん、そして[REDACTED]の[REDACTED]さんから、聞き取りおよび現地調査を行いました。なお、譲渡人と譲受人の二人は親子関係です。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、昔は道が細く車の出入りが困難であったため、道を広げてしまったとの事でした。顛末書も提出しており、やむを得ず許可相当と考えます。

続いて番号11について報告します。番号10に隣接している土地で、同じく5月15日に先ほどと同じ5名で、聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第29号、番号1から番号11について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第29号、番号1から番号11については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、番号1については、■■■■番■■■■委員が、番号18及び番号19については、■■■■番■■■■委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第30号、番号1を審議することとしますので、■■■■番■■■■委員の退席を求めます。

(■■■■番 ■■■■委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 議案第30号、番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書18ページをご覧ください。

議案第30号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、5月31日を予定しております。

番号1番につきましては、2筆3, 845平方メートルに利用権の新規設定のために申請があったものになります。

その他の設定内容については議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1番につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第30号、番号1についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第30号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第30号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

■番 ■委員の除斥を解きます。

（ ■番 ■委員 復席）

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第30号、番号18、番号19を審議することとしますので、■■■番■■■■■委員の退席を求めます。

（■■■番 ■■■■■委員 退席）

議長（奥平貢市）会長 議案第30号、番号18、番号19について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書25ページをご覧ください。

番号18番につきましては、1筆2、879平方メートルに、番号19番については1筆1、487平方メートルに、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号18番、19番につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第30号、番号18、番号19についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第30号、番号18、番号19について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第30号、番号18、番号19については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

■番 ■委員の除斥を解きます。

(■番 ■委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第30号、番号1から番号19のうち、番号1、番号18及び番号19の3件を除く16件について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 農地流動化の状況について、議案書27ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区34筆56、196平方メートル、安達地区9筆17、008平方メートル、岩代地区1筆3、414平方メートル、東和地区3筆2、474平方メートル、合計47筆79、092平方メートルの計画内容でございます。

なお、利用権の新規設定は議案書20ページの番号6番、議案書22ページの番号11番、12番、13番、議案書24ページの番号14番、15番、16番、17番となります。

また、番号11番から番号17番については、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行う

ものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1番から番号19番のうち番号1番、18番、19番の3件を除いた16件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、議案第30号、番号1から番号19のうち、番号1、番号18及び番号19の3件を除く16件について採決いたします。

議案第30号、番号1から番号19のうち、番号1、番号18及び番号19の3件を除く16件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第30号、番号1から番号19のうち、番号1、番号18及び番号19の3件を除く16件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和4年第5回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後2時58分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和4年5月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 武藤 一夫

署 名 委 員 安齋 栄

